

# 動物捕獲器の取り扱い注意事項

この動物用捕獲器を使用する場合は、「動物の愛護及び管理に関する法律」や「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」により制限があります。必ず、つぎのことを守ってください。

## 1 設置期間

この捕獲器を設置できる期間は、原則 1 ヶ月間です。

期間が過ぎたら、動物が捕獲できなかった場合でも、各支所か農林振興課までご連絡ください。捕獲器を引き取りに伺います。

## 2 設置場所

この捕獲器は有害鳥獣を捕獲する箱わなです。箱わなで動物を捕獲できる人は、わな免許があり、有害捕獲の許可が出ている人に限られます。

設置場所の移動を希望する場合は、農林振興課又は捕獲器に取り付けてある標識に書かれた捕獲従事者までご連絡ください。また、また貸しはしないでください。

## 3 捕獲用のエサ

捕獲器に仕掛けるエサは、捕獲従事者と相談の上、要望者が用意してください。

## 4 動物が捕れた場合

動物が捕れた場合農林振興課又は、標識に書かれた捕獲従事者までご連絡ください。ご自分での処分はできませんのでご注意ください。

なお、休日に捕獲された場合は、休日明けにご連絡ください。

## 5 ネコが捕れた場合

この捕獲器ではネコは捕獲できません。ネコが獲れたらすみやかに逃がしてください。

## 6 捕獲器を破損した場合

捕獲器を破損した場合は、すぐに農林振興課までご連絡ください。

以上の注意事項を必ず守っていただくようお願いします。

連絡先《農林振興課》TEL 88-5029